（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百十三条　施行日前に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百十七条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第百十四条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第六十三条中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「行なわない」を「行使しない」に改める。

第七十条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第百十五条　施行日前に前条の規定による改正前の地方公務員災害補償法第五十一条第四項又は第七十条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（公害紛争処理法の一部改正）

第百十六条　公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二の見出しを「（時効の完成猶予等）」に改め、同条中「中断」を「完成猶予」に改める。

第四十二条の二十五の見出しを「（時効の完成猶予等）」に改め、同条第一項中「中断及び」を「完成猶予及び更新並びに」に改め、同条第二項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置）

第百十七条　施行日前に前条の規定による改正前の公害紛争処理法（以下この条において「旧公害紛争処理法」という。）第二十六条第一項に規定する調停の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の公害紛争処理法（第三項において「新公害紛争処理法」という。）第三十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に旧公害紛争処理法第四十二条の二十五第一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

3　施行日前に責任裁定（旧公害紛争処理法第四十二条の十二第一項に規定する責任裁定をいう。）の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、新公害紛争処理法第四十二条の二十五第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（電気通信事業法の一部改正）

第百十八条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条の次に次の一条を加える。

（民法の特例）

第百六十七条の二　電気通信事業による電気通信役務の提供に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

第六章　財務省関係

（国債に関する法律の一部改正）

第百十九条　国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「民法施行法第五十七条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百二十条の十一（同法第五百二十条の十八（同法第五百二十条の二十二於テ準用スル場合ヲ含ム）及第五百二十条の十九第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第九条第一項中「消滅時効ハ」の下に「其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加え、同条第二項中「消滅時効ハ」の下に「其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

（企業再建整備法の一部改正）

第百二十条　企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第三款」に改める。

（会計法の一部改正）

第百二十一条　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「五年間これを行わない」を「これを行使することができる時から五年間行使しない」に、「因り」を「よつて」に改める。

第三十一条第二項中「中断、停止」を「完成猶予、更新」に改める。

第三十二条中「民法第百五十三条（前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（会計法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十二条　施行日前に前条の規定による改正前の会計法第三十二条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（閉鎖機関令の一部改正）

第百二十三条　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第四百二十四条の規定による取消し」を「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求」に改める。

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第百二十四条　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第三款」に改める。

（相続税法の一部改正）

第百二十五条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に改める。

（国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正）

第百二十六条　国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第百六十七条第一項」を「第百六十六条第一項」に改める。

（関税法の一部改正）

第百二十七条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に改め、「同条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「、「当該国税」とあるのは「当該関税」と」を削る。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十八条　施行日前に前条の規定による改正前の関税法第十四条の二第二項において準用する第百三十五条の規定による改正前の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号。第百三十六条において「旧国税通則法」という。）第七十三条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第百二十九条　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「中断する」を「更新する」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第百三十条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の二第二十四項の表第七十三条第五項の項を次のように改める。

第七十三条第五項	国税（	特別還付金（
	国税の徴収権	特別還付金を徴収する権利
	国税に	特別還付金に